

秋田県告示第186号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1（1） 処分をした年月日
平成29年2月23日
- （2） 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高橋架設
大仙市太田町太田字築地古館66
代表取締役 高 橋 功四郎
秋田県知事許可（般－23）第7488号
- （3） 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実
平成29年2月23日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日
平成29年2月28日
- （2） 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社アサノ
仙北市田沢湖生保内字武蔵野117－49
代表取締役 浅 野 慎太郎
秋田県知事許可（般－23）第81031号
- （3） 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実
平成29年2月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3（1） 処分をした年月日
平成29年2月28日
- （2） 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
武藤建設
仙北郡美郷町畑屋字狐塚117
武 藤 孝 博
秋田県知事許可（般－27）第81427号
- （3） 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実
平成29年2月28日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。